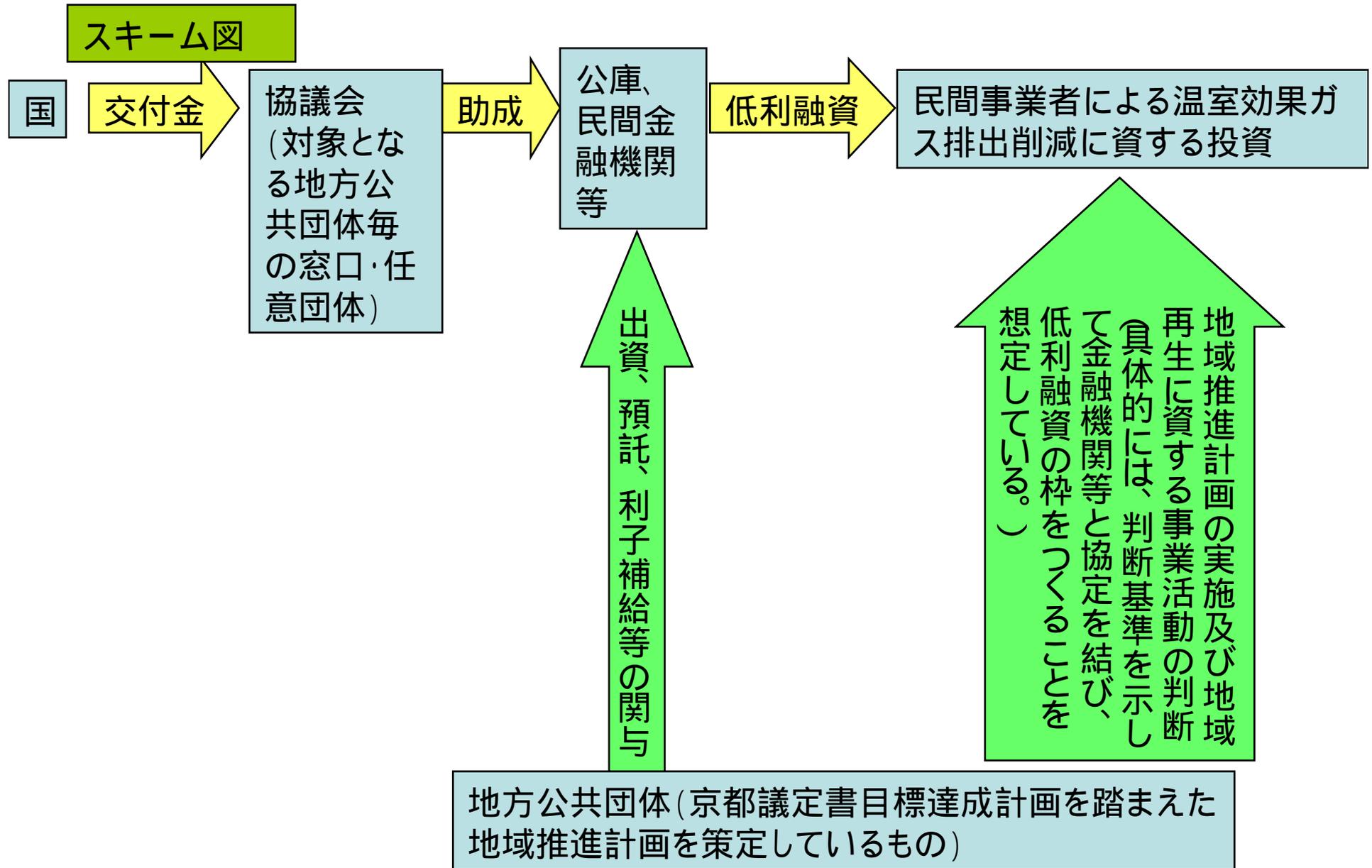


地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業概要



目的・意義

京都議定書の目標達成のため、地方公共団体においても推進計画が策定されています。この推進計画を進めるためには、民間事業者によって必要な設備投資等を行われる必要があります。この事業により、民間の知恵と活力が発揮され、先端的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する事業活動が、低利の融資を受けて実施されます。

事業内容

地方公共団体から、出資等の関与を受けつつ、地域推進計画の実施及び地域再生に資する事業に対して低利融資を行う機関に対して、通常の金利で貸し付けた場合の利子収入との差額の2分の1(1%分を上限とする。)について利子補給を行います。

具体的対象イメージ

現在、各地方公共団体で行われている中小企業向けを中心とした政策金融制度(出資、預託、利子補給等に基づくもの)と同様のものを想定しています。

ただし、融資対象が、地方公共団体が策定した温室効果ガス削減のための「地域推進計画」の実施及び地域再生に資するものである必要があります。そのような事業に対する低利融資の枠を設定している場合に本利子補給制度の対象となります。

具体的な補給方法については、今後策定予定の補助要項において明らかにする予定ですが、従来の日本政策投資銀行等に関わる利子補給制度においては、年2回程度利子支払期限を設け、その際に、国からの利子補給も行われています。